

条例制定のプロセス（フローチャート）

1 特定行政庁の場合

■ 条例制定前段作業

- ・ 条例制定に際しての自治体内の政策・計画等への位置づけ等について、関係者全体で意見交換することが重要である。
- ・ 自治体内に建築主事が置かれているため、条例制定の主管課が庁内において部局内調整を始める。
- ※ 建築指導部局以外の部局が条例の主管課になる場合（景観条例を改正する場合等）は、当該時点で建築指導部局との調整が必要となる。

条例制定の主管課 ⇒ 庁内調整 部局内調整

・ 対象となる建築物の対象・種類及び建築行為時の問題・課題、解決の方向性、条例制定に関わる内容（条例の種類、課題点）等を検討



■ 条例制定案作成作業

条例制定の主管課 ⇒ 庁内調整 他部局との調整

・ 当該建築物の活用方法に応じて、政策・計画等への位置づけや、法令上の取り扱い等について其々の担当部局との調整を実施し、条例の素案を作成

主な検討内容	調整先
・ 自治体内の関連施策・計画（景観、観光、地域活性化等）等への位置づけ	⇒ 政策・計画等関連部局全て
・ 保存活用計画策定後の事務手続きフローの確認*	⇒ 事務手続きに関わる部局全て
・ 保存建築物（対象建築物）の基準・範囲	⇒ 文化財関連部局
・ 消防法における防災上の措置等	⇒ 消防担当部局
・ 当該建築物の飲食店等への活用	⇒ 生活衛生担当部局 等

* 当該条例制定に際し、建築審査会条例を変更することや専門委員会の設置等を見込む場合は当該時点での検討が必要。



条例制定の主管課 ⇒ 庁外調整 他の自治体、専門機関、有識者等との調整

・ 当該建築物の活用・運用の方策・規定等について他の自治体、有識者等との調整を実施

主な検討内容	調整先
・ 条例制定・運用時の問題点、課題点等	⇒ 条例策定・検討する他の自治体
・ 構造関連に関する問題点、課題点、委員会の運営等	⇒ 有識者等
・ 防火避難関連に関する問題点、課題点、委員会の運営等	⇒ 有識者等
・ 建築審査会への意見聴取	⇒ 建築審査会

※ 条例の作成主体が都道府県の場合、当該時点で特定行政庁や景観行政団体である市との調整が必要



条例制定の主管課 ⇒ 庁内調整 他部局との調整

・ 条例案を作成し、追加で確認すべき内容について担当部局と調整を実施。

主な検討内容	調整先
・ 条例制定後の消防同意の取り扱い等について	⇒ 消防担当部局
・ 罰則について	⇒ 検察部局
・ 条文の校閲等	⇒ 法制部局

2 特定行政庁以外の場合

■ 条例制定前段作業及び条例制定案作成作業

- ・ 自治体内に建築主事が置かれていないため、条例制定の検討に際しては、なるべく早期に特定行政庁である都道府県との調整が必要となる。ただし、条例制定前段作業において都道府県等との調整から始めるか、庁内調整から始めるかは自治体の状況による。

条例制定の主管課 ⇒ 庁内調整 部局内調整

・ 対象となる建築物の対象・種類及び建築行為時の問題・課題、解決の方向性、条例制定に関わる内容（条例の種類、課題点）等を検討



条例制定の主管課 ⇒ 庁外調整 関係部局、専門家を交えた検討	条例制定の主管課 ⇒ 庁内調整 他部局との調整																		
<p>・ 自治体内に建築主事が置かれていないため、条例制定の検討に際し、建築主事である都道府県との調整が必然となるため、当該段階において条例制定にかかる調整先や有識者を交え、検討することが求められる。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>主な検討内容</th> <th>調整先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・ 条例制定・運用について</td> <td>⇒ 都道府県建築指導部局、有識者</td> </tr> <tr> <td>・ 対象となる建築物の種類及び建築行為時の問題</td> <td>⇒ 文化財関連部局、有識者</td> </tr> </tbody> </table>	主な検討内容	調整先	・ 条例制定・運用について	⇒ 都道府県建築指導部局、有識者	・ 対象となる建築物の種類及び建築行為時の問題	⇒ 文化財関連部局、有識者	<p>・ 当該建築物の活用方法に応じて、其々の担当部局間で条例制定に向けての意見調整を実施（併せて条例の素案についても検討）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>主な検討内容</th> <th>調整先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・ 自治体内の関連施策・計画（景観、観光、地域活性化等）等への位置づけ</td> <td>⇒ 政策・計画等関連部局全て</td> </tr> <tr> <td>・ 保存活用計画策定後の事務手続きフローの確認</td> <td>⇒ 事務手続きに関わる部局全て</td> </tr> <tr> <td>・ 保存建築物（対象建築物）の基準・範囲</td> <td>⇒ 文化財関連部局</td> </tr> <tr> <td>・ 消防法における防災上の措置等</td> <td>⇒ 消防担当部局</td> </tr> <tr> <td>・ 当該建築物の飲食店等への活用</td> <td>⇒ 生活衛生担当部局 等</td> </tr> </tbody> </table>	主な検討内容	調整先	・ 自治体内の関連施策・計画（景観、観光、地域活性化等）等への位置づけ	⇒ 政策・計画等関連部局全て	・ 保存活用計画策定後の事務手続きフローの確認	⇒ 事務手続きに関わる部局全て	・ 保存建築物（対象建築物）の基準・範囲	⇒ 文化財関連部局	・ 消防法における防災上の措置等	⇒ 消防担当部局	・ 当該建築物の飲食店等への活用	⇒ 生活衛生担当部局 等
主な検討内容	調整先																		
・ 条例制定・運用について	⇒ 都道府県建築指導部局、有識者																		
・ 対象となる建築物の種類及び建築行為時の問題	⇒ 文化財関連部局、有識者																		
主な検討内容	調整先																		
・ 自治体内の関連施策・計画（景観、観光、地域活性化等）等への位置づけ	⇒ 政策・計画等関連部局全て																		
・ 保存活用計画策定後の事務手続きフローの確認	⇒ 事務手続きに関わる部局全て																		
・ 保存建築物（対象建築物）の基準・範囲	⇒ 文化財関連部局																		
・ 消防法における防災上の措置等	⇒ 消防担当部局																		
・ 当該建築物の飲食店等への活用	⇒ 生活衛生担当部局 等																		



条例制定の主管課 ⇒ 庁外調整 他の自治体、専門機関、有識者等との調整

・ 当該建築物の活用・運用の方策・規定等について他の自治体、有識者等との意見交換、調整を実施し、条例の素案を修正

主な検討内容	調整先
・ 条例制定・運用時の問題点、課題点等	⇒ 当該条例策定・検討自治体
・ 構造関連に関する問題点、課題点等	⇒ 有識者等
・ 防火避難関連に関する問題点、課題点等	⇒ 有識者等



条例制定の主管課 ⇒ 庁外調整 特定行政庁である都道府県

・ 修正した条例の素案について、当該建築物の活用・運用の方策・規定、専門委員会の設置・人選、建築物の審査ルート等について、都道府県の建築指導部局と調整し、条例の修正案を作成

主な検討内容	調整先
・ 条例に基づく建築物の審査ルート	⇒ 都道府県建築指導部局
・ 当該建築物の活用・運用の方策・規定	⇒ 都道府県建築指導部局
・ 専門委員会の設置検討 等	⇒ 都道府県建築指導部局



庁内調整 他部局との調整

・ 修正後の条例案について、追加で確認すべき内容について担当部局と調整し、条例案を確定

主な検討内容	調整先
・ 条例制定後の消防同意の取り扱い等について	⇒ 消防担当部局
・ 罰則について	⇒ 検察部局
・ 条文の校閲等	⇒ 法制部局

凡例 ※ 庁内調整（同じ自治体内の調整） 庁外調整（別の自治体（都道府県等含む）、有識者等）

